

2008年 8月18日

佐賀県知事
古川 康 様

日本労働組合総連合会佐賀県連合会
会長 武重 信一郎

要 請 書

(連合佐賀 2009～2010 年度 政策・制度要求書)

拝啓 貴職におかれましては、県民生活の向上と県政発展のため、日々ご尽力されておられますことに深く敬意を表します。また、平素は連合佐賀の諸活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本経済はこの間の原油や原材料価格高騰の影響で、2002年から続いていた景気回復が途切れ、後退局面に入ってきたとの下方修正がされています。総務省が発表した6月の完全失業率(季節調整値)を見ても前月より0.1ポイント悪化し、4.1%と2カ月ぶりに悪化しました。主要な原因は、原油高や原材料高などで中小企業を中心に新規採用の抑制が続いているため、失業率が悪化したものと見られ、厚労省も「先行き注意が必要」と指摘しています。佐賀県における雇用情勢をみても、6月の有効求人倍率は0.62倍と前月を0.02ポイント下回っています。また、全国平均の0.91と比べると未だ大きな開きがあり、依然として厳しい雇用・労働情勢にあります。

勤労者の家計や生活をみても、ほとんど改善されていないのが現状であり、その中で「所得の二極化」が進行するとともに、規模間・地域間、雇用形態間、男女間などあらゆる分野における「格差の拡大」に歯止めがかからず、さらにこの間の生活必需品の値上げラッシュで、国民・県民の不安や不満は高まる一方です。

こうした状況を踏まえ、私たち連合佐賀は、労使交渉による春季生活闘争と併行して、国や地方行政に対する生活改善を求めた政策制度要求実現の取り組みを進めてきました。このたび連合佐賀加盟組合員はもとより、友好団体など幅広い分野から意見・要望等を聞きながら、2年ごとに実施しています組合員の「1人1要求アンケート」を整理・集約し、11分野42課題138項目による2年スパンの2009-2010年度要求事項を取りまとめました。雇用・労働環境は依然として厳しい情勢下にあります。連合佐賀としてもストップ・ザ・格差社会をキャッチフレーズに、要求の基本理念である「労働を中心とした福祉型社会」をめざして、精一杯の取り組みを進めていく決意です。

つきましては、別紙の通り「2009-2010年度連合佐賀政策制度要求書」提出いたしますので、県行政ならびに関係機関に反映していただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本要求に対しましては、文書回答と関係部局長との交渉・協議ならびに来年度予算への反映報告(予算措置状況報告)を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

連合佐賀 政策制度 要求書

2009～2010年度

1. 雇用・労働政策

佐賀県の雇用状況を見てみると、常用労働者数は141,573人（前年比0.2%増）であり、パート比率では17.1%と前年比では1.5ポイント減となっている。また、佐賀労働局が発表した過去3年間の有効求人倍率によると、0.63、0.64、0.70と改善傾向にあるものの、全国の0.95、1.06、1.04と比較してきわめて低い状況で推移している。さらに、正社員の有効求人倍率は0.41倍と、仕事を求める多くが正社員を希望している中で、依然とした厳しい状況にある。また、求人はあっても求職者の間にミスマッチがあったり、若年者の失業率が他の年代に比べて高い状況にある。非正規労働者の増大は、結果的に低賃金で不安定な生活を余儀なくされることとなり、正社員雇用の推進による中長期的な人材の育成が、良質な雇用の創出という観点からも緊急な課題である。

また、毎月勤労統計調査による07年度の県内常用労働者1人平均の月間総実労働時間は162.9時間（前年比160.2時間）、内訳を見てみると所定内労働時間は150.7時間（前年比148.2時間）、所定外労働時間は12.2時間（前年比12.0時間）となっている。年間総実労働時間は1,955時間で、前年の1,922時間に比べて33時間増加している。また、全国の1,850時間に比べると105時間も長くなっており、労働時間の短縮が求められる。

(1) 良質な雇用の創出について

働く者の雇用の安定と公正処遇の確保に向けて、産業政策と一体となった地域雇用政策を確立すること。雇用は、期間の定めのない直接雇用を原則とし、良質な雇用機会の創設に向けた雇用対策を強化すること。

正規雇用も含めて、知事が掲げる新規雇用3,600人の目標の達成に向けて、佐賀労働局、地方自治体、地域の教育機関、各企業等との連携を深め「ジョブ・カード制度」の普及促進に取り組む等、職業能力開発機会の拡充を図ること。

地域の実態に即して、職業訓練・職業紹介・就職が一体となった取り組みを進めること。また、佐賀県職業能力開発計画の着実な実行に向けて、離職者支援としてのキャリアコンサルティング、小・中・高・大学で企業現場での実践教育の取り入れ、優秀技能者による体験教室の開設など、具体的な実施計画の策定を図ること。

パート、有期契約、派遣、請負労働等の非正規労働者に対する公的職業能力開発施策を強化するとともに、職業訓練受講者に対する経済的支援策を講ずること。

(2) 労働時間の短縮について

佐賀県における年間総実労働時間 1,955 時間は、全国平均と比較して 100 時間以上も多い。長時間労働の実態を改善し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進に向けて、佐賀県が掲げる数値目標の「平成 22 年までに 1,860 時間」の目標達成へ、所定労働時間の縮減、休暇取得の促進など、各企業・事業所への具体的な行政指導内容を明らかにすること。

「県ゆとりチャレンジ 7 days」の調査では、有給休暇の取得が 20% 以上後退している。全国平均の半分程度に止まっている年休取得の促進に向けて、県民的なアピール活動を強化し、計画年休の取得促進を図るよう関係機関に働きかけを行うこと。

不払い残業撲滅に向けた「賃金不払い残業解消指針」の周知徹底を図るとともに、県としても佐賀労働局と連携して、違反事業所に対する再監督や、労働法の周知・徹底、監督の強化を通じて労働基準法違反を一掃し、過重な長時間労働の排除に努めること。

(3) 労働行政の充実について

急増する労働相談に対応するため、少なくとも県内全市に労働相談窓口を恒常的に設置するなど、労働行政の充実強化を図ること。また、労働相談専門員のアドバイザーを配置し、きめ細やかな対応が出来る体制整備を図ること。

公正労働、雇用継続、しょうがい者雇用、男女平等参画、環境、福祉、人権等を総合評価する公契約基本条例を策定し、「総合評価方式」「最低制限価格制度」等を組み合わせることにより、公正労働基準を確立すること。また、試行している総合評価方式の取組状況と、今後の拡大実施計画を明らかにすること。

労災隠しを行うなど悪質な事業主に対しては、佐賀労働局と連携して法的措置を辞さない強い態度で臨むこと。また、労災防止指導員の一層の活用をはじめ、企業の安全衛生管理体制の強化に向け、法律遵守と情報提供に努めること。

県は佐賀労働局と連携して、改正最低賃金法の周知・徹底をはかり、各種広報活動の強化に努めること。

(4) 高齢者・パート労働対策について

改正高齢者雇用法の周知徹底、定年制の廃止、65 歳までの定年の延長をはじめ、60 歳以降の「希望者全員」を対象とした継続雇用制度の導入がはかられるよう、各企業・事業者への周知・徹底と指導強化を図ること。

パート・派遣・契約労働者については、就業の実態に見合った処遇や労働条件の確保が図られるよう佐賀労働局との連携強化を図り、労働契約法をはじめ改正パート労働法の周知・徹底、監督の強化を通じて、労働諸条件の確立を促進すること。

(5) 福利厚生の充実について

勤労者の生活・福祉の充実と向上に向けて、佐賀県労働者福祉協議会に対する活動助成金については、今後も引き続き継続的な助成を行うこと。

中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員拡大のため、企業規模の緩和や積極的なPR・加入促進を図るとともに、サービス内容の更なる拡充と福祉向上に向けて、今後の事業の運営・あり方等について、県としての考え方を明らかにすること。

県ならびに市町は、中小企業退職金共済制度の拡充と加入促進に向けて、掛け金助成措置を充実すること。

(6) 労働安全衛生の強化について

県内の労働災害の死亡者数は過去最小となったが、全国的にはリストラや長時間労働によるストレスによって精神障害で労災認定されたり、自殺や過労死する人が急増している。企業に対するメンタルヘルスの充実強化を促すとともに、行政としての相談窓口の拡充にも努めること。

労災補償が適用されないアスベスト被害についての救済給付と、労災補償による支給額との格差については、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償等の制度を確立するよう、国に対して働きかけること。

2. 福祉・社会保障政策

この間に矢継ぎ早に進められた「医療構造改革」は、診療報酬の連続引き下げ、97年の健康保険負担割合の2割への引き上げ、03年の3割への引き上げによる自己負担の急増などによって、医療サービスを提供する側も受ける側も破壊的影響をもたらし、各地で「地域医療崩壊現象」をもたらしている。

05年には「障害者自立支援法」が施行され、しょうがい者の施設や居宅支援の利用に応益負担制度が導入され、重いしょうがいや重い疾病を持つほど負担が増加することとなり、これまでの社会福祉の理念を根底から覆す内容となった。

また、介護保険をめぐる状況としては、06年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療保険・介護保険の両面にわたって患者の状態に即した施設の機能分担を図るとして、介護保険適用の療養型病床である介護療養型医療施設を2011年度末で廃止する等としている。

さらに、08年4月施行の「後期高齢者医療制度」は、医療費削減を目的にすすめられ、年金からの保険料の天引きをはじめ、75歳以上の高齢者を年齢で別制度に切り離したことは、高齢者を一方的に差別・分断した制度となっている。

(1) 福祉のまちづくりについて

UD推進実施計画の進捗状況を明らかにすること。推進にあたっては、しょうがい者団体代表も含めて意見反映を図ることとし、民間事業者にも理解を求め、UD化を進めること。また、今年度からの導入した進捗状況に関する評価について、問題点と課題を明らかにすること。

新たに施行された「バリアフリー法」に基づき、移動等の円滑化にかける「基本構想」の策定状況を明らかにすること。また、駅周辺道路や施設の改善状況を示すこと。対象となっていない駅についても、比較的利用客数が多い駅については、バリアフリー化を図るよう、JRや関係市町に協力要請すること。

(2) 高齢者の自立支援・介護の充実について

2005年の介護保険制度見直しによって、要介護の軽い高齢者について生活援助や福祉用具の利用が大幅に制限され、利用者や家族から制度への不信・不満が募っている。また、介護施設の居住費・食費の全額自己負担で退所を余儀なくされ、ショートステイやデーサービスの回数を少なくする高齢者が増えている。制度見直しの影響を点検し、一律的なサービス削減に歯止めをかけ、安心の高齢者の自立支援をおこなうこと。

介護サービスからの事業者撤退や、介護労働者の賃金労働条件の切り下げが起こらないよう、「人員基準」に基づき適切に人員配置されるよう、指導等の徹底を図ること。また、この間に実施した実態調査の結果を示すこと。

高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割について、広く県民への周知を図るとともに、認知症等の高齢者が行うサービス事業者との契約や、金銭管理等についての権利擁護システムが積極的に利用できるようにすること。

(3) 子育て支援の充実について

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況を明らかにし、中小企業における次世代育成支援対策を強力に指導・推進すること。

また、「次世代育成支援行動計画」の達成状況を示すとともに、計画の着実な実施に向けて必要な措置を講じること。

過去5年間、合計特殊出生率は過去最低を更新している。子ども自身が育っていくことへの支援と、すべての保護者に対する子育て支援の両面から「子育て支援」に取り組み、若い世代の安定した雇用・生活や、多様な家族を認める社会の柔軟な制度を拡充すること。

福祉施設・保育所等で働く職員の労働法の遵守と改善を図ること。また、臨時・非常勤・派遣労働者等の増加が、入所児童の処遇に影響をきたすことのないよう監査等を通じて指導すること。

「認定こども園」の設置状況は全国的にも低調で、佐賀県でも8件となっている。制度に対する周知・徹底をはかること。

病児保育の緊急サポートネットワーク事業の実施状況を示すとともに、病後児保育の推進を図ること。

(4) 児童虐待・自殺防止について

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況を示すとともに、県内全市町での地域協議会設置に向けた対策を進めること。また、保育所や幼稚園、小学校との連携を強め、児童虐待の専門機関への通告の徹底を図り、児童相談所や児童福祉司の増員等の機能強化を図ること。

自殺死亡数は1998年以降3万人を超え、2007年概数値では32,351人と急増している。佐賀県は07年概数値では250人、全国比で0.8%である。07年6月に自殺対策大綱を国は策定しているが、県としての自殺予防対策の拡充を図ること。また、自殺者の遺児・遺族に対する支援体制の充実を図ること。

07年度に県中央児童相談所が対応した児童虐待に関する相談件数は107件で、2年連続で100件を超えている。虐待の防止と早期発見に向けて、こども虐待対応の手引きの改正内容と、児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について明らかにすること。また、この間の児童虐待相談件数と対応について明らかにすること。

(5) しょうがい者福祉の充実について

「障害者自立支援法」が施行され、しょうがい者の施設や居宅支援の利用に応益（定率1割）負担制度が導入され、その影響は、施設退所、作業所への通所断念、ホームヘルプサービス利用の制限等の形で、しょうがい者の生活を直撃している。しょうがい者施設は、報酬単価の引き下げや日払い化によって運営継続が困難な状況もある。県内の実情と改善策について明らかにすること。

移動制約者のための交通条件をはじめ、縦割り行政の弊害を排したバリアフリーの街づくりに向けた施策の充実をはかること。また補助犬の育成について育成目標と育成計画を策定し、公共・民間を問わず、一般市民が利用できる全施設への補助犬の同伴が可能になるように、啓発・広報を推進すること。

福祉サービス外部評価認証機関の「さが福祉サービス制度」の実施状況を示すとともに、評価制度の普及・啓発を図り、事業者の受審を推進すること。

(6) 安心・安全の地域医療の拡充について

「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域医療の確保の観点から、住民・利用者・医療関係従事者の意見を十分ふまえて策定・実施すること。また、地域医療を守り充実させていくために、住民・患者・医療機関・自治体それぞれの代表が集まる医療評議会をつくり、地域医療計画などの協議・決定に意見の反映ができるようにすること。

病院事業にかかる地方交付税措置については、不採算地区病院、小児医療、救急医療、精神化医療、へき地医療、高度医療、周産期医療、追加費用等については、所要額を確保すること。このうち不採算地区指定の3病院のうち、市町村合併後の唐津市（北波多）佐賀市（富士大和）については、市町村合併後も引き続き所要の措置を講じるように、国に働きかけること。

病院勤務医の連続24時間以上の救急医療従事など、特に産科、救急などの病院勤務医は連日の激務で過酷な勤務実態が明らかになっている。地域における医師確保に向けた対策と取組みを強化すること。また、労働時間の制限、超過勤務時間の制限、医師、看護師の配置を手厚くし、労働条件の改善を図ること。

2008年4月1日から「後期高齢者医療制度」がスタートしたが、75歳以上の高齢者を年齢で別制度に切り離したことは、高齢者を見捨てた制度である。

保険料の年金天引きをはじめ、負担増を含めかかりつけ医師が月額6,000円で医療を管理する「後期高齢者診療料」や、1回2,000円で終末期医療の方針を決める「後期高齢者終末期相談支援料」の新設など、すべてが医療費削減を目的になされている。この制度は一旦廃止して、時間をかけて国民的議論を行ない、より適切な保険制度に見直すよう、国へ働きかけること。

(7) セーフティネットの機能強化

生活保護制度は、最低限の生活を保障するセーフティネット機能であり、申請権が侵害・抑制されることのないよう、各市町に対して助言を行うこと。

生活保護世帯は年々増加し、06年度では全国108万人と02年比で24%増となっている。佐賀県における被保護世帯数と、自立支援型に向けた生活保護拡充策を明らかにすること。

「生活保護制度の抜本見直し」に伴い、画一的な「自立支援」ではなく、個人ごとにきめ細かな自立支援プログラムが実施され、生活保護受給者や相談者へ助言指導がきめ細かに実施できるよう、生活保護職員や査察指導員の配置についても、標準数を確保できるよう監査を通じて指導すること。また、福祉事務所の体制を抜本的に拡充しケースワーカーの充実を図り、福祉事務所及び福祉課担当職員の必要人員の確保や体制整備を図るよう、各市町に対して助言等を行うこと。

3. 産業・経済・中小企業・消費者政策

雇用の受け皿となっている中小企業は、日本の労働人口の約7割を占め、日本経済全体の活性化にとって不可欠な要素である。しかし、07年の県内企業の倒産件数を見てみると、累計件数が70件。負債総額が279億7,200万円で、件数、負債総額とも4年ぶりに増加している。06年にはゼロだった負債10億円以上の大型倒産が3件発生する一方で、中小企業の破綻も目立っている。

中小企業は各地方において地域経済の基盤を支えている。また、商業や観光業などの地域住民の日常生活を支える製品やサービスの提供、地域特性を活かした地場産業などは、地域コミュニティのニーズや課題解決に寄与し、地域社会の生活基盤を支えてきた。

これらの地域密着型の中小企業を核として、ものづくりや商業・観光・地場産業の新たな振興を図るなど、まちづくり・地域づくりの視点から地域全体で取り組むことが重要である。そのためには、中小企業の置かれた経営・雇用などの現状と課題を踏まえ、それらの企業が健全に発展する仕組みづくりが重要である。

(1) 産業・経済・観光政策の支援について

「トライアル発注事業」について、佐賀県が誇る伝統工芸など、制度の周知を各関連企業に一層働きかけること。また、融資制度の拡充、起業家のためのセミナーの開催、人材育成の強化をはじめ、全国展開している「全国ネットワーク」の販路開拓に向けて、県としての各種支援策を強化すること。

循環型社会経済システム構築のため、各企業における環境対策を促進するとともに、環境関連事業・産業育成に努めること。

「観光県さが」として、さらに積極的な国内外に対する名所・旧所・文化・歴史などのアピールを強めること。また、「ウェルカム佐賀キャンペーン」事業等による、ファミリーツーリズムなどの新しい観光形態に対応した、全県的な観光県づくりに努めること。

(2) 中小企業への支援について

中小企業の経営基盤や競争力の強化には、生産性の向上が必要となることから、中小企業庁が策定した「生産性向上プロジェクト」を着実に推進し、下請取引等の適正化や人材確保・能力開発、IT化や機械化、サービス産業の生産性向上にむけた施策を強化すること。

金融機関の中小零細企業等に対する貸し渋り、貸しはがし等がないよう、地域経済に貢献する金融機関として、正しい評価と支援が行われるように要請すること。また、無担保融資や開業支援資金などの中小企業向け、事業融資制度の拡充をはかること。

中小地場企業などに対する単価の過度の引き下げについて、適正な請負価格を業界団体に対して指導・徹底するとともに、中小企業の公正取引の確立に向け、下請取引に対する行政指導の強化をはかり、労働基準監督官等とも連携することで、調査規模の拡大・強化をはかること。

(3) 消費者対策の強化について

悪質な勧誘、不適正な契約などによる消費者被害のトラブル防止策や摘発を強めること。悪徳商法の撲滅に向けて、特に高齢者やしょうがい者などの弱者に対する広報活動等の被害防止策の充実を図り、消費者相談センター等の救済活動等の充実・強化をはかること。

消費生活専門相談員を全市町へ配置し、相談員に必要な権限を与えるとともに、消費者問題の確実・迅速な解決や、多重債務者の相談強化を図ること。

度重なる食品表示偽装等によって、食の安心・安全に対する信頼が揺らいでいる。食品の品質表示の適正化に向けて、事業者への指導、監視体制の充実、消費者への啓発など、偽装表示事件が再発しないよう万全な対策を講じること。

4. 教育政策

教育関連三法が改正されたことにより、教員免許更新制の導入、学習指導要領の改訂、「新たな職」の設置等々、管理統制を強化するための施策が矢継ぎ早に講じられている。教職員は、競争主義の中で実績をあげるための徹底した管理教育を強いられ、一人ひとりの子どもに十分に目を向けることができない状況に追い込まれている。

県教委は、「全国学力・学習状況調査」を一斉に悉皆で実施し、多忙化と超勤が問題となっている学校にさらなる負担を強いている。また、結果の公表によって、学校間・地域間の競争があおられ、子ども達に豊かな人間性や情操を育てるための、工夫した教育実践ができにくくなっている。

さらに、2009年度から教員免許の更新制が実施され、一度取得すると生涯有効だった教員免許に、一律10年間の有効期限が設けられることになった。免許を更新するためには、年間30時間程度の更新講習を受けることが義務付けられ、現職教員が免許更新講習のために学校を数十時間離れるということは、子ども達や学校に大きな混乱や多忙化を招くことが懸念される。また、制度の運用次第では、パワーハラスメントの道具となる

危惧もぬぐえない。

(1) 教育の機会均等充実について

公教育における地方自治体の教育予算の拡充を図ること。

教育の機会均等を維持するため、義務教育費の国庫負担制度を堅持するよう、国に働きかけること。

県が運営する高校生に対する奨学金等について、制度の改善・拡充をはかり、一定以上の学力がありながら世帯収入が一定以下の学生に対しては、さらに充実した奨学金制度等を創設すること。

(2) 学校教育の充実について

「全国学力・学習状況調査」の中止を国に働きかけていくとともに、「佐賀県学習状況調査」については、従来の抽出調査とすること。

2009年度から導入される教員免許更新制度については、制度の見直しを国に働きかけていくこと。現行制度のまま実施する場合は、学校での混乱や子どもの教育に影響が出ないよう、十分に配慮すること。

30人学級の実現に向け、少人数学級の普及拡大を図るよう国に働きかけるとともに、各市町教育委員会に指導・援助を行うこと。また、TTか少人数学級かの判断は、教育効果をあげるためにも、学校(教職員)の意向を尊重すること。

子どもの成長過程に応じた、労働体験やものづくり教育の履修時間の拡大と内容の充実を図り、系統的に労働の尊厳に係る教育を進めること。

ゆとりある教育の一層の充実を図るため、教職員の増員をはじめとした予算措置を講ずること。

学校給食の目的を、「栄養改善」から食の大切さを学ぶ「食育」に転換したことを受け、学校教育における「食の教育」を一層推進することとし、「食の教育」の一環として、中学校の給食化を全県的に実施できるよう指導すること。

(3) 青少年の健全育成について

学校における悪質な「いじめ」を一掃するため、学校・教育委員会、関係機関、保護者・地域住民を含む協力のネットワークを形成するなど、所要の対策を強化すること。

凶悪犯罪や子どもが巻き込まれる事件・事故、少年犯罪・非行の低年齢化、さらには登下校時の子どもが犯罪に巻き込まれる事件が相次ぐ中で、学校教育の中でも「命」の大切さについて、創意工夫した指導・教育をさらに推し進めると同時に、保護者に対しても具体的な施策を講ずること。

5. 地方分権・行財政政策

08年度の地方財政計画の特徴は、交付税制度の強化による「格差是正策」ではなく、東京都や愛知県等の地方法人事業税を国が吸い上げ、それを地方に交付する「水平的財政調整」の導入により是正を図るものとなっている。都市と地方の税制偏重の是正を目的と

して創設された「地方再生対策費」は、佐賀県には29億円、県内市町分として31億円程度の配分となっているが、根本的な格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置とも言える。

また、08年度の佐賀県予算は、改定した「行政改革緊急プログラム」と、「新県総合計画07」の実現、とりわけ財政健全化を優先した総額3,900億円と8年連続の前年比マイナスとなっており、18年ぶりに4,000億円を割り込む緊縮型予算となっている。

(1) 地方財政の確立について

三位一体改革(2004年~2006年)により、補助金4.7兆円減、税源移譲3兆円、地方交付税5.1兆円削減されたが、改革総体決算では、地方交付税が大幅削減され地方財政の疲弊する要因となっている。

地方交付税の財源保障・財政調整機能の維持、地方交付税の財源保障と財政調整の二つの役割を踏まえ、住民に密着した身近な生活サービスの切り捨てや、地域間格差の拡大につながらないように、地方交付税の総額確保にあたっては、交付税法第6条3第2項に従った制度改革を行うように国に働きかけること。

佐賀県行財政改革緊急プログラム Ver 2は、今後3年間の財源不足を補うとして、08年度予算で職員人件費4%カットや55事業の廃止、35補助金廃止など住民サービスの低下をきたしている。現在の「佐賀県行財政改革緊急プログラム」の検証と見直しを行い、職員や県民への犠牲を強いることなく、新たな財政中期計画を策定すること。

「地方財政健全化に関する法律」は、08年4月から財政指標の公表にかかる規定が施行され、08年度決算に基づく財政指標が基準に該当した場合に09年度内に財政健全化計画、財政再生計画の策定義務が生じる。

財政指標のみの基準に、医療、福祉、環境、交通など公共サービスの切捨てがおこなわれないように

- (1) 地方分権の主旨を踏まえ、自治体の自主的・主体的な財政健全化を基本とすること。
- (2) 財政指標の算定や健全化基準、再生基準などは、各自治体の財政規模や地域事情により、やむを得ず生じる赤字は十分に考慮すること。
- (3) 一般会計以外の他会計が連結決算の対象となるが、資金不足の事業分野を切り捨てることなく、財政上の措置を含め、公共サービスの維持・確保のために、財政支援策を強く国へ働きかけること。

(2) 県と市町との新たな関係構築について

平成の大合併は、県下では一定収束したが、2010年3月末までの時限立法下で合併を模索する自治体に対しては、県として合併誘導は行わないこと。また、自治体の自主的な合併に対して県として支援をすること。

住民の安心と安全、生命を守る県内消防業務について、現在「消防広域化検討委員会」で各自治体間の消防広域化などが審議されているが、広域再編にあたって、消防職員はもとより地域住民の意見を十分踏まえること。

(3) 県政運営について

地方分権改革を実効性のあるものとするために、主権者である県民の信託に基づく広域自治体としての役割を果たすために、県政運営の制度、手続きに関する「最高規範」としての自治基本条例を制定すること。

重要な施策の実施にあたっては、県民説明会や公聴会、住民投票制度などを積極的に実施すること。

2巡目に入る「指定管理者制度」導入にあたっては、導入後の問題点や課題を踏まえ、公共施設の設置目的・特性などを考慮し、住民の合意形成を図りながら決定すること。また、選定に際しては、選定基準と配点を慎重に設定し公平な選定とすること。

各公営企業や施設運営、事務事業の見直しにあたっては、経済効率のみにとらわれることなく、公平・中立的な住民サービス確保を留意すること。

6. 環境・資源エネルギー政策

地球温暖化対策等を最大の焦点として開催されたG8洞爺湖サミットは、「2050年までの温室効果ガス排出量の半減」との、世界全体の長期目標の共有を全ての国に求めることで一致。中国やインド等からも一定の支持を取り付けた。

地球温暖化防止においては生態系の変化、海面上昇、伝染病の流行、森林破壊、洪水・自然災害、食料(穀物)生産の減少など、全人類的共通の課題である。諸外国に対してはもとより、国内においても、県をはじめ各地方自治体等行政側の強いリーダーシップの発揮が求められる。自然環境と調和した持続再生可能な社会をめざすためには、行政サイドと県民の一体となった意識の変革が必要である。

自然災害としては、08年5月の中国の四川省地震をはじめ、今年6月に起こった岩手・宮城内陸地震にみられるとおり、建築物における耐震性の問題と建築コスト、建築許認可問題、非常時の防災施設の設置問題、環境汚染防止対策等が求められる。

また、07年7月の新潟県中越沖地震では、東京電力柏崎刈羽発電所の耐震設計の想定を大きく上回る、震度6強の地震が発生した。同様の地震が発生した場合の、原子力発電所の安全性に対する原子力政策の強化が求められている。

さらに、諫早湾干拓事業の排水門開門を国に命じた佐賀地裁判決は、干拓事業と漁業被害との因果関係をより厳格に立証するのは、中・長期開門調査が必要と判断。「漁業被害との因果関係はない」との主張を繰り返してきた国の姿勢を厳しく非難。完成した国の巨大プロジェクトに見直しを迫る、歴史的司法判断となった。しかし、国は大方の県民の思いに反して、この判決を不服として、福岡高裁に控訴。「開門による被害への不安を無視して判決通り開門することはできない」と控訴理由を説明した。

人間が自然環境と調和しながら、その地域に定住し安心して働き住み続けるためには、全ての公共事業を対象に、計画段階から環境影響評価を実施できる環境アセスメントに向け、縦割り行政を超えて、ダム建設や森林・海浜・河川・湿地などの行き過ぎた開発を規制し、環境破壊防止施策をとる必要がある。

(1) 地球温暖化防止の推進について

地球温暖化防止の推進に向けて、わが国の温室効果ガスの削減目標は1990年を基準として2012年までに6%削減することとなっている。京都議定書の第1約束期間（2008～2012年）の開始に際して、県は温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を実施すること。

地球環境問題について、社会全体の意識は未だ経済性や効率性が優先され、環境保全に向けた事業活動や県民的行動は一部の活動にとどまっている。地球温暖化防止の取り組みの重要性を県民が実感できるように、環境教育や環境学習の推進に向けて、地球温暖化対策実行計画の策定をはかること。

(2) 環境配慮・循環型社会の実現について

諫早湾干拓訴訟問題について、県は国に対して、有明海・諫早湾の環境改善と水産振興に向けた政策を求めていくこと。

城原川ダム建設問題について、事業者である国や県は、膨大な財源を必要とするダム建設について、生態系をはじめとした環境影響評価等を実施すること。

また、取り組みにあたっては、流域の自治体はもとより、国策とは言え広く県民の合意形成を図っていくこと。

各企業における環境対策を一層促進するために、ISO14001などの環境関連規格の取得促進を図ること。特に中小企業での導入が進むよう、情報提供と支援強化を図ること。

県は、アスベスト等の健康に有害な物質の使用状況および地域住民を含めた被害状況等について、引き続き実態を調査するとともに、公共施設等でのアスベストの撤去を計画的に推進すること。また、社屋、店舗、住宅等のアスベスト関連製品の撤去を計画的に実施するため、その規模に応じ、封じ込め・撤去費用等について補助金制度などの助成措置を図ること。

(3) 産業廃棄物・ゴミ対策の強化について

「佐賀県ゴミ減量化行動計画」の取り組み状況を明らかにするとともに、ごみの減量化を推進するため、身近な生活の中で誰もが実践できる「マイ・バック・キャンペーン推進事業」の周知・徹底と着実な推進を図ること。

県内における産業廃棄物不法投棄の現状を明らかにするとともに、不法投棄一掃に向け、環境パトロールを強化するなど監視体制の充実を図ること。そのため廃棄物監視員の補強・強化をはかり、財政的支援を行うこと。

産業廃棄物焼却炉におけるダイオキシンの低減に向け、万全を期すこと。特に、強化された排出ガス中のダイオキシン類濃度の新基準を踏まえ、未達事業所に対する改善指導を強めること。

「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」では、環境美化の推進に向けてゴミのポイ捨て禁止規定があるが、未だ実効性に欠け、ごみや犬の糞の放置が後を絶たない。違反者への勧告、罰則規定を設けたポイ捨て禁止条例を制定し、啓発に努めること。

(4) エネルギー対策の強化について

「エネルギー政策基本法」の基本方針に基づき、国の施策に準じて地方公共団体としての施策を講じるとともに、省資源・省エネ、新エネの導入をより一層促進し、CO₂削減に寄与するエネルギー需給構造の構築をめざすこと。

原子力行政に当たっては、「安全なくして原子力なし」との立場から、県はオフサイトセンターと絡めた原子力地域防災計画を策定するとともに、国、県、当該市町、原子力関連事業者および地域住民による合同の防災訓練を定期的・継続的に行う等、連携して地域における原子力防災機能を強化・拡充すること。

原子力発電所の新耐震指針に基づいて実施する、玄海町とその周辺での詳細な地質調査や耐震設計に関する基準地振動の策定など、電力会社をはじめ関係機関とも連携を図り、安全確保と情報公開を徹底すること。

新エネルギー先進県づくりの一環として取り組む、自然エネルギーの普及拡大に向けて、太陽光発電の設置やクリーンエネルギー自動車導入促進について、住宅用太陽光発電設置 10,000 件、クリーンエネルギー自動車導入 3,400 台目標など県が掲げる成果指標に対する達成状況を示すとともに、世界最先端の次世代エネルギー研究として注目されている、海洋エネルギー研究等に対する研究支援策の強化を図ること。

7. 男女平等・人権政策

男女平等やセクシュアルハラスメント防止、次世代育成支援に関する法律が整備され、男女平等に関する意識も高くなってきている。しかし、「女性は子どもを産む機械」発言など、政府閣僚の中ですら、女性蔑視の人権侵害が見受けられる。

また、佐賀県の男性の家事時間は、2006年が1日当たり33分と全国で46位と極めて低い水準にある。ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性の家事時間を拡大することで、女性の社会参画を押し進めていく必要がある。

近年の都市化・核家族化等の進行によって生活様式が変化し、子育てを支えあう地域コミュニティの低下が指摘されている。また、多様化する子育て家庭のニーズに対応していくために、子育て支援サービスの内容の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備を図っていくことが重要である。

人権・同和問題については、各種啓発事業や研修等の実施により、地域社会における人権意識の効用に取り組んでいく必要がある。

(1) 男女平等参画社会づくりの推進について

県の男女共同参画推進条例・男女共同参画基本計画に基づき、全県民的な運動を展開し、県民各層に周知・徹底すること。また、基本計画の推進状況を点検し、適宜フォローアップを行うこと。

県総合計画では男女共同参画社会の実現に向けて、男性の家事参加の促進をはかることとして、平成 22 年には 47 分とすると数値目標を設定している。具体的な啓発や事業所に対する働きかけは、どのように進めていくのか。

(2) 次世代育成支援行動計画の推進について

「次世代育成支援地域行動計画」の着実な実施と、住民にわかりやすく行動計画の公表・周知が行われるように、関係機関との連携を図っていくこと。

従業員 300 人以下の企業に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定を強力に指導し、中小企業における次世代育成支援対策を推進すること。

子どもを取り巻く状況の変化に伴う「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」の見直しにあたって、子育て家庭に対する割引や特典の付与、子育て支援に積極的に取り組み企業への支援策など、具体的な見直し案を示すこと。

(3) 働く女性のための条件整備について

男女雇用機会均等法、労働基準法、改正育児・介護休業法、及び次世代育成支援対策推進法について、県内企業・勤労者への周知徹底と、フォロー・定着に努めること。また、行動計画策定後の取り組み状況について明らかにすること。

佐賀労働局の調査では、セクハラ相談が前年の 3 倍の 26 件となり、事業所への指導件数も 50 件近くに倍増している。企業名を公表するなど、事業所に対する指導・啓発を強化すること。

職業と家庭・育児の両立のため、保育園などの延長時間、休日保育の拡大、病児保育、乳児保育、学童保育の拡大など自治体の状況を把握し、ばらつきのないように指導すること。

県の管理下にある施設、特に病院など女性が多く働く職場においては病院内保育所を設置するなどして、企業内保育所など保育施設の推進に、県が見本的な取り組みを進めること。

共働き家庭の増加や子どもが被害にあう事件が相次いでいることなどから、小学校の全校区に空き教室や、一定の場所を確保した学童保育所を設置すること。また、学童保育所の利用時間の延長や夏休み・冬休み時期の開設等、全県下で統一的に実施できるよう指導すること。

(4) 男女平等教育の推進について

男性も女性も、ともに家事・子育て・介護など家庭的責任を両立するような県民風土の形成に努めること。特に、男性を対象とした意識改革セミナー、家事・育児の実践など、平等参画の視点に立った社会教育の推進を図ること。

学校における男女平等教育のための基本方針・計画を策定するとともに、教職員の研修を実施すること。

(5) 女性・子どもの人権侵害を許さない社会の推進について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」DV法に沿って、その確実な履行と施策・体制の整備を図るとともに、相談者の家庭自立支援のためのサポート機関の整備を図ること。

また、県DV総合対策センターの一層の充実を図り、DV被害者を支援するための基本計画の周知を図り、啓発事業を充実すること。

教職員、警察官、女性相談員、人権擁護員、民生委員、児童委員、家庭裁判所調停員、裁判官等連携強化を図るとともに、セクハラ、配偶者からの暴力、ストーカー行為、子どもの虐待などについての理解を深める研修と最新情報の提供などを強めること。

子どもの人権擁護を目的とした「児童売春・児童ポルノ禁止法」の成立に伴い、特に児童買春について法の確実な履行と施設の充実を図るため、子どもの人権に関する支援センターの設置を検討すること。また、低年齢化している薬物使用については、インターネットなどで脱法ドラッグ、MDLAを入手する若者が増えてきていることから、さらに取締りを強化すること。

(6) 人権施策の推進について

人権教育を推進するため、国連10年佐賀県行動計画の推進状況を明らかにするとともに、「人権教育・啓発推進法」ならびに「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえて、民間団体やNPO・NGOなどと連携をとりながら、あらゆる場で当事者や住民の参加を保障し、教育・啓発の充実を図ること。

人権と差別に係わるあらゆる問題解決するために、部落差別意識の解消に向けた同和教育を引き続き推進し、インターネット上での悪質な差別問題等に対応した、教育・啓発行政をすすめること。

子供の人権を確立するために、子どもの権利条約に基づく成長及び福祉のための理念が具体化する施策を推進し、子どもの権利条約が遵守される施策を図ること。

8. 食料・農林水産政策

農林水産業を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進行や、農産物の輸入増や価格の低迷など厳しいものがある。2007年産米の販売価格は前年比で6.5%も低下し、銘柄や経営規模によっては生産費が販売価格を上回る逆転現象も起きている。食料自給率の推移をみると、佐賀県は67%と高い水準にあるものの、全国平均は39%と減少している。農業総産出額も低下傾向にあり、07年には約8兆3,000億円にまで減少している。

加えて、食料・農業を取り巻く状況は、2001年のBSE発生に端を発し、度重なる食品偽装や中国製冷凍餃子中毒事件など、国民の食の安全・安心に関する信頼が揺らいでいる。一方、世界の食糧生産事情をみると、バイオ燃料原料への転換やオーストラリアの連年に渡る干ばつ被害等により、小麦など穀物価格の世界的な高騰を招いている。

このような中、希望の持てる農林水産業にしていくためには、環境保全型農業の取組み拡大や県農産物の利用拡大、新規就農者の育成、さらには石油高騰等に対応する技術開発等を進めていく必要がある。

(1) 農業政策について

新たな食料・農業・農村基本計画の策定にあたっては、食料自給率の向上と国民合意による農林水産確立に向け、必要な農地の確保、幅広い担い手の育成、経営安定対策などを国に求めること。

農業・農村の振興、職・農・環境が調和した生活実現に向けた、「さが“食と農”絆づくりプロジェクト」の取り組み状況を明らかにすること。

また、この絆づくりプロジェクトの一環として取り組んでいる都市農村交流活動について、魅力あるグリーンツーリズムの創出や、農業と観光との連携などについて、検討を進めること。

「食育ネットワーク」の推進に向けて、中でも保育所、幼稚園、学校での推進体制の強化が求められる。成長期にある子供たちの食育教育は、食習慣の形成に大きな影響を及ぼす。計画にもあるように、各学校や各園に食育推進担当者を配置し、指導計画の遂行と各家庭への啓発も併せてすすめていくこと。

学校教育の一環としての農林業体験学習会などの充実を図ること。また、これまで行ってきた「オンリーワン」のさが体験活動支援事業の継続を図ること。

地場産品の普及宣伝を図り、地産地消を促進すること。特に学校給食の副食における地場農産物の50%を超える更なる利用促進に努めること。

(2) 食料安全確保の確立について

食の安全確保の観点から、保健所における食品衛生業務を拡充し、食品に関する苦情相談や、食品の製造・流通等への監視指導の強化をはかること。

飽食の時代といわれる一方で、食生活の乱れが憂慮されるなか、県が設立した「食育ネットワークさが」について、食育情報の発信をはじめ健全な食生活の推進を図り、県民の食への関心や意識を高めること。

(3) WTO・FTA対策について

WTO農業交渉では、輸入国に不利・不公正な現行協定の見直しなど日本提案の実現に向けた対応を、国に対して働きかけること。また、FTA・EPA交渉にあたっては、国内の食料自給率や農林水産業に影響を及ぼさない対応を国に対して求めること。

(4) 森林・林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷で林業が衰退し、森林の荒廃が進んでいる。県が4月から導入した森林環境税に伴う森林再生計画ならびに取り組み状況を示すこと。

県民参加による地域森林計画の具体的な実行により、温暖化防止と林業の役割、森林と人の暮らしの関わりなど、森林が持つ多様な機能の持続的発展をめざして、循環型林業の実現と森林保全に努めること。

ゆとり・豊かな生活環境と防災・安全確保面から都市部における森林・緑地・公園を拡大すること。そのため都市近郊林の整備、平地林の造成を積極的に進めること。

生産から流通・加工等に至る一貫した県産木材の安定供給システムを整備し、公共施設等における地場産木材の利用拡大に向けた対策を強めること。

9. 交通・土地・住宅政策

公共交通機関としてのバス事業は、県民の日常生活における移動手段として、特に高齢者や子ども、しょうがい者等の交通弱者の生活を支えるかけがえのないものである。しかし、この間の自動車社会の進展で、利用者の減少が続いており、バス路線を維持するには、行政の支援が不可欠な状況となっている。

九州新幹線西九州ルート建設問題については、08年3月着工が決定し、総事業費2,600億円、佐賀県の実質負担額210億円との膨大な県費を投入して、10年後とされる開業に向けて、4月28日には嬉野市で武雄温泉・諫早間建設工事の起工式が行われた。九州新幹線は、全国の高速度交通ネットワークの形成を担うとともに、県民生活の利便性の向上を図るものでなくてはならない。並行在来線沿線地域の活性化・特別支援事業の確実な実施も重要な課題である。

土地問題としては、既存の市街地では空き家・空き店舗が多く存在し、空洞化が進んでいる。農村集落でも、高齢化や人口減少などによって、田園景観や自然環境が失われつつある。大規模集客施設は、都市計画法の改正により、規制が及ばない都市計画区域外での立地に可能性が高まる懸念される。大規模商業店舗や公共公益施設などの郊外への拡散が進み、中心市街地は衰退し空洞化に歯止めがかからない状況にある。

住宅問題としては、この間の県民の住宅に対するニーズは、高齢者への配慮や住宅の防犯性、省エネルギーへの対応等多様化しており、こうした要求に応えられる良質な住宅供給と質的な向上が求められる。

(1) 交通政策の充実について

公共交通機関としてのバス事業は、高齢者や学生などの交通弱者にとって、重要な役割を果たしている。各自治体やバス事業者と連携し、生活路線として不可欠な路線バスの維持に努めること。

九州新幹線西九州ルート建設にあたっては、県民生活の利便性の向上を図ることを基本とし、10年後の開業に向けて整備を図っていくこと。また、県民や沿線住民の合意形成を図りながら、地域住民の日常生活の足を守るため、並行在来線の存続・充実を図るとともに、特別支援事業を確実に実施すること。

自動車の後部座席のシートベルト着用を義務付けた改正道路交通法によって、バスやタクシー運転手等と利用者とのトラブルが発生しないよう、県民への周知をはかること。

ノンステップバスやしょうがい者用タクシーの積極的導入を図り、高齢者やしょうがい者にやさしい交通事業を展開するよう交通事業者と連携すること。

生活圏の中心都市と周辺地域を連絡する道路の整備や生活道路の改良、歩道設置、緑化、共同溝等による電線類地中化等を推進していくこと。

交差点改良、バイパス整備等による渋滞箇所の解消や、都市部の環状道路・都市内幹線道路の整備を促進し、市街地の交通の円滑化を図ること。

佐賀空港の利用振興に向けて、利便性の高い東京路線の11月1日からの運行ダイヤの増便決定に伴い、県としての交通アクセスの整備や運賃助成等の支援をはじめとした、利用促進策を講ずること。また、羽田空港の拡張工事に伴う夜間貨物便の休止に対する、流通体制の打開策を講ずること。

自動車学校等の高校生への学校側からの入校時期規制は、繁忙期や閑散期をつくり、自動車学校等の経営安定の妨げとなっている。高校生の入校時期については、弾力的に運用できるよう、高校側に指導すること。

(2) 土地政策の充実について

「県国土利用計画」の進捗状況を明らかにするとともに、引き続き生活者優先を基本に、地域の特性に適した合理的・計画的な土地利用を促進すること。

空洞化が進む中心市街地の活性化に向けて、地域の特性に合せたまちづくりの推進、地域住民参加によるマスタープランの策定や、改正された「まちづくり三法」の周知・徹底など、地域産業の活性化や市街地再生に向けての具体的な方向性を明らかにすること。

住環境の向上や防災対策の観点から、住居専用地域における公園や緑地などオープンスペースの占有比率の向上を進めること。

公共下水道、合併浄化槽、農漁村集落排水などの早期整備に努めるとともに、個人負担の軽減を図ること。

(3) 住宅政策の充実について

小中高校や県立・県営施設のシックハウス対策を計画的に進めること。特に学校関係施設は整備を急ぐこと。

バリアフリー住宅への増改築にかかわる税額控除として、要介護者向けの住宅増築改築費に係わる助成制度を創設し、安価な家賃でバリアフリー型の高齢者向け住宅を増設に向けた施策を講じること。

消防法の改正で、義務付けられた新築住宅への火災警報器の設置について、広く県民に周知・徹底を図ること。また、同警報機の販売に伴う悪徳商法に対する対策を講じること。

県内の県営住宅の多くはエレベーターがなく、高齢の入居者から設置を求める声が高まっている。高齢社会を迎えて切実な課題となっている。県として財政的措置を行い、改装工事を効率的に進めていくこと。

耐震強度偽装問題に対する県民の不安を解消するため、新たに申請される建築確認の審査の強化・充実を図ること。また、県内の学校施設・体育館等の耐震化率は、小中学校が56%、高校が62.9%。耐震診断で小中学校が269棟、高校で108棟が耐震性がないと判定されている。早急に耐震化計画を策定し、耐震改修の指導を行うこと。

10. 治安・防犯・防災政策

台風の大型化や集中豪雨の多発など、風水害が複雑化・多様化しており、災害に対する迅速な対応と情報の共有化、そして連携体制の充実が求められる。また、災害時の高齢者・しょうがい者等への非難支援体制の整備も必要となっている。

消防を取り巻く環境も変化し、災害の多様化・大規模化、住民ニーズの変化等に対応できるよう、常備消防をはじめ消防救急活動の充実・強化が求められる。

またこの間、全国で凶悪犯罪や子どもが巻き込まれる事件・事故が相次ぐなど、不安が増大している。県民が安心して暮らしやすい環境をつくり上げていくために、犯罪防止に向けた具体的な治安対策が求められる。

(1) 悪質犯罪・治安対策について

「県防犯サポートネットワーク」の機能化をはじめ、登下校時の子どもが犯罪に巻き込まれないよう、安全マップの作成や防犯ブザーの支給や、地域ぐるみの防犯・パトロールなど、犯罪防止に向けた取り組みの強化を図ること。

いわゆる「振り込め詐欺」が、さらに悪質・巧妙化している。今後も、いままでの被害例を県の広報紙などを使って広く県民に啓発すること。あわせて、金融機関との連携を図ること。

バイクや車の暴走・爆音行為の取り締まりを一層強化すること。また、防止策として、自動車修理工場との連携を強化すること。

(2) 防災対策について

自然災害に対する危機管理体制の強化を図ること。特に住民への情報提供、避難誘導など自然災害（特に台風・地震など）への防災訓練を、企業・地域住民などと連携を取り行うこと。

軟弱な地盤や急傾斜地、洪水高潮災害などの自然災害に弱い地域について、災害時の被害予測をすすめてハザードマップ（災害予測地図等）を作成し公表するとともに、災害に強い街づくりを推進すること。

消防行政の充実・強化に向けて、災害の多様化・大規模化、住民ニーズの変化等に対応できるよう、常備消防をはじめ消防救急活動の充実・強化をはかり、消防救急無線のデジタル化・共同化を推進すること。

11. その他

(1) 各種資料の提供について

知事が掲げる新規雇用3,600人目標の取り組み状況

「ジョブ・カード制度」の普及促進状況

しょうがい者雇用率の達成状況

「個別労使紛争あっせん制度」の活用状況

県内介護保険事業の状況（財政・要介護者数・サービス利用状況など）

「次世代育成支援地域行動計画」の実施状況

県の各種審議会等への女性委員の割合

男性の家事参画促進に向けた取り組み状況

男女共同参画推進委員会の設置状況

放課後児童クラブの開設・設置状況

県内市町の財政状況

労働時間等の実態調査の結果

県内の不登校、学級崩壊、いじめなどの現状
県内高校卒就職で県外と県内の就職率
アスベストに関する被害状況
「佐賀県ゴミ減量化行動計画」の取り組み状況
太陽光発電ならびにクリーンエネルギー自動車導入状況
耐震化計画の策定状況と、耐震改修の実施状況